

漁業経営の改善に関する計画認定要領

(総則)

第1 この要領は、効率的かつ安定的な漁業経営体の育成による本県水産業の振興のため、計画的な資源管理や漁場改善に取り組む漁業者（漁業を営む個人及び法人をいう。以下同じ。）及び漁業協同組合等（「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令」（昭和51年政令第132号。以下「政令」という。）第1条に規定する法人をいう。以下同じ）が、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき単独又は共同で作成した「漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）」の認定の手續等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(漁業経営改善制度の趣旨)

第2 漁業経営改善制度は、計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む漁業者及びそれらの漁業者を構成員とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）等（以下「漁業者等」という。）が漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化又はその他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために作成する改善計画に対して県が適当である旨の認定を行い、その認定を受けた漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫等による金融上の支援措置、漁業権の移転制限に関する特別措置及び税制上の措置等を講じ、もって効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ろうとするものである。

2 本制度の対象とする漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者とする。

(1) 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

(2) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施

3 本制度により漁業経営の改善により漁業経営の改善を進めようとする漁業者等には、次に掲げる漁業経営の改善措置の類型に応じ、次に例示するような具体的な取組の実施が求められる。

(1) 漁船その他の施設の整備 老朽化した漁船の代船導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等

(2) 生産方式の合理化 低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等

(3) 経営管理の合理化 過剰な設備の処分、内部留保の蓄積等による財務内容の改善、個人経営体からの法人化及び協業化等

(4) その他の措置 加工又は流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、転

売先の開拓，団体と共同して行う加工品の開発

(漁業経営の改善の実施方法)

第3 漁業経営の改善の実施に当たっては，漁業者等は，経営の現状を客観的に把握するとともに，実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また，経営改善を着実に進めていくためには，目標値とこれに対する達成度を常に把握し，その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため，本制度においては，定量的な目標の下で，経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際，個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については，次の(1)から(3)までに掲げる改善計画の三類型に応じ，それぞれに定める指標を用いることとする。なお，複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については，全体としての指標と参加者個々の指標いずれも用いることができることとする。

(1) 一般型

イ 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者

ロ 計画期間 5年

ハ 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計をいう。以下同じ。），付加生産額（営業利益，人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。），従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が，基準値以上であること。

なお，これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15パーセントとし，直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又はこれに準ずる者が直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合には，当該基準値から5パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし，新たな基準値は5パーセントを下回ることはできない。

(2) 地域連携型

イ 対象者 浜プラン等（浜の活力再生プラン，浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランをいう。以下同じ。）に基づく取組であって，当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者。

ただし，浜プラン等に基づく取組と認められるためには，改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致していることを要するものとする。

ロ 計画期間 3年以上5年以内

ハ 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が，浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。

ただし，計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし，計画期間を3年又は4年と設定する場合であっても，目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

(3) 新規就業者型

イ 対象者 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であつて、漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有する漁協若しくは市町村が認める者（漁家子弟等）。

ロ 計画期間 5年

ハ 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、構成員となっている漁協における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2以上を推奨）を使用した平均値以上であること。

ただし、合併した漁協にあつては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2以上を推奨）を使用した平均値以上とすることができる。

（改善計画の作成）

第4 漁業経営の改善を図ろうとする漁業者等は、次に掲げる単独又は共同で行おうとする改善計画認定申請書（別記様式第1号）を作成し、知事に提出することができる。

(1) 政令第2条各号に定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む宮城県に住所地（法人にあつては所在地。以下同じ。）を有する漁業者が単独で作成した改善計画

(2) 特定漁協等（前号の漁業者を主たる構成員とする漁協等であつて、その定款に地区が定められているもののうち、その地区が宮城県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁協等であつて、その行う事業が宮城県内に限られるものをいう。以下同じ。）が単独で作成した改善計画

(3) 漁業者又は漁協等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第1号の漁業者又は前号の特定漁協等であり、かつ、当該計画の作成に参加した漁業者の住所地又は当該特定漁協等に係る区域が宮城県内であるもの

2 上記(1)から(3)の改善計画の作成主体となりうる漁協等とは、施行令第1条の規定に基づき、下記の団体とする。

(1) 漁協

(2) 漁業協同組合連合会

(3) 一般社団法人

3 漁業者又は漁協等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、代表者を定めるものとし、その数は3人以内とする。

4 個人である漁業者がその経営組織を変更して、その者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）を設立しようとする場合にあつては、上記1の改善計画には、当該法人が行う漁業経営の改善計画に関するものを含むものとする。

なお、「主たる」とは、法人の組合員、社員又は株主のうち個人である漁業者自身又はその者の営む漁業に従事する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の半数を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が

総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合をいう。

(改善計画の記載事項)

第5 漁業者等は、改善計画に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 漁業経営の改善の目標
- (2) 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標
- (3) 漁業経営の改善の内容及び実施時期
- (4) 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

2 漁協等は、直接又は間接の構成員である漁業者が改善計画を作成するに当たっては、適切な指導を行うよう努めるものとする。

(改善計画の申請手続)

第6 改善計画の申請を行なおうとする漁業者等は、別記様式第1号に、記載上の留意事項に従って作成した改善計画書を添付の上、第2第1号の改善計画にあつては申請者の住所地、また、第2第2号又は第3号の改善計画にあつては代表者となる漁業者の住所地又は特定漁協等の所在地を管轄する地方振興事務所に提出し、改善計画の認定を受けるものとする。

2 前項において、改善計画の認定の申請を行う漁業者が複数の漁協等の構成員となっている場合にあつては、改善計画の主たる内容である漁業種類等を勘案し、所属する漁協等とも協議の上、いずれか一つの漁協等を選択するものとする。

3 第1項において、漁協等の構成員である漁業者が行う改善計画の認定の申請にあつては、申請者が構成員となっている漁協等に申請書を提出するものとする。

4 前項において、申請者の提出を受けた漁協等は、改善計画の妥当性を検討の上、意見書(第3第1項(3)に定める新規就業者型で申請を行おうとする場合は、意見書に代えて推薦書(参考を参照))を作成し、申請書に添付するものとする。ただし、漁業者が漁協等と共同で改善計画を作成した場合であつて、その代表者にその漁協等が含まれるなどその他やむを得ないと認められる事由があるときは、漁協等の経由及び意見書の添付を省略することができるものとする。

5 前項において、漁協等が意見書を作成するに当たっては、必要に応じ関係市町に助言を求めるものとする。

6 地方振興事務所長は、第1項の申請書の提出があつたときは、知事に進達するものとする。

(改善計画の認定等)

第7 知事は、第6の改善計画の認定の申請があつた場合、当該計画が次の基準に適合しているか審査のうえ、適合すると認める場合には、認定通知書を申請者に交付するものとする。

- (1) 第5第1項(1)から(3)までに掲げる事項が法第3条の規定により農林水産大臣が定める漁業経営の改善に関する指針(以下「改善指針」という。)に照らして適

切なものであること。

- (2) 第5第1項(3)から(4)に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

2 知事は、改善計画の認定の判断に当たっては、次の要件等を検討するものとする。

- (1) 経営の向上の程度を示す指標（第5第1項(2)）について、改善指針に照らして適切なものであること

イ 漁業者についての判断基準

第3に定める指標に照らして適切なものであること。

ロ 漁協等についての判断基準

漁協等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁協等により改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、イの判断基準を満たすものであること。

また、漁協等が単独で又は他の漁協等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁協等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること。なお、漁協等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、イの判断基準を用いることになるので留意すること。

- (2) 漁業経営の改善の内容（第5第1項(3)）について、改善指針に照らして適切なものであること。

イ 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること。

ロ 漁業者が次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者であること及び水産資源の持続的利用の確保に反する取組でないと認められること。

(イ) 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

(ロ) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施

なお、複数の漁業種類を営んでいる漁業者の場合は、いずれか一つの漁業種類で上記（イ）又は（ロ）の取組を実施していること。

ハ 浜プラン等に位置付けられた漁業種類にかかる改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること。

- (3) 漁業経営の改善の内容及び実施時期（第5第1項(3)）並びに漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法（第5第1項(4)）の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること

イ 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員1人あたりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額の向上

に確実につながると認められるものであること。

ロ 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決めに反するような取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること。

ハ 資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

3 知事は、改善計画の認定に当たって、必要に応じ次に掲げる者の意見を聴くものとする。

特に、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、具体的な取組内容が連動しているか等についても確認する必要があるため、浜プラン等の策定主体（地域水産業再生委員会等）の構成員である漁協等及び関係市町の意見を聴くよう努めることとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫
- (2) 農林中央金庫
- (3) 宮城県漁業信用基金協会
- (4) 宮城海区漁業調整委員会
- (5) 学識経験者
- (6) その他知事が必要と認める者

（認定書の交付等）

第8 知事は、改善計画の認定を行ったときは、別記様式第2号により申請者に認定書を交付するとともに、関係市町及び漁協等にその旨通知するものとする。

2 知事は、認定の申請のあった改善計画を不認定とした場合は、別記様式第3号により申請者に通知するとともに、関係漁協等にその旨通知するものとする。

（改善計画の変更等）

第9 改善計画の認定を受けた漁業者等が改善計画を変更しようとするときは、別記様式第4号により改善計画変更申請書を作成し、第6に規定する改善計画書等の提出を行った機関を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、改善計画変更の認定に当たっては、第8及び第9に規定する改善計画の認定に準じて手続を行うものとする。

（認定の取消し）

第10 知事は、認定を受けた改善計画に虚偽が発覚したとき又は改善計画に従って漁業経営の改善が図られないと認めるときは、認定を取り消すことができるものとする。

2 認定を受けた漁業者等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、知事は、認定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、改善計画の認定取消しは行わないものとする。

(報告)

第11 改善計画の認定を受けた漁業者等は、改善計画の認定を受けた日の属する年度の翌年度の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3か月以内に、別記様式第5号により改善計画の実施状況に関する報告を行うものとする。

なお、各報告の際、計画的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等(資源管理協議会若しくは漁協が発行する履行確認証明書又は知事が適当と認めるもの)を添えるものとする。

2 改善計画の認定を受けた漁業者等は、計画期間中県が行う漁業経営改善のための経営状況調査、経営指導等の受入れに努めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、施行日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行し、施行日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、施行日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月23日から施行し、施行日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月15日から施行し、施行日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月6日から施行し、施行日以降の申請から適用する。

なお、この要領の施行前に認定の申請のあった改善計画(以下「旧改善計画」という。)については、従前の例による。ただし、旧改善計画について指標を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合の一般型の改善計画に係る基準値については、旧改善計画を第3第1項に規定する一般型の改善計画とみなして、第3第1項(1)の規定を適用する。

(参考)

新規就業者型対象者推薦書(例)

1. 漁業者名： (船名： , 漁業種類：)
2. 漁業経営開始年月：平成 年 月 (開始後 年 か月)
3. 漁業経験：① 漁業 年 か月, ② 漁業 年 か月 (期間重複可)
4. 研修実績：①研修名： (平成 年 月～平成 年 月)
②研修名： (平成 年 月～平成 年 月)

1の漁業者については、漁業経営開始後3年未満であるが、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる。

なお、当漁業協同組合における同一の漁業種類を営む者(人中 人)の減価償却前利益の平均値は、 万円(平成 年度)である。

(意見等)

平成 年 月 日

漁業協同組合代表理事組合長

印

- (注1) なお書きの平均値の算定に当たっては、原則直近の数値を使用すること。
- (注2) 本書を作成した漁業協同組合は、なお書きの平均値の計算根拠を改善計画終了時まで保管し、県から提示を求められたときは掲示すること。
- (注3) 市町が推薦を行う場合は漁業協同組合の例に準じて記載すること。